

令和4年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年4月11日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克己	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員4名】

26番 井手 峯勝	29番 水城 正則	31番 満生 直樹
37番 上野 智実		

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝久
係長	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	渡辺 晃

事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏 (欠席)

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴 山 利 夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に1番徳田委員、2番森部委員を指名いたします。よろしく願います。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

9ページまで45件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から45番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

10ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）に
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしく願います。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

13ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお
願います。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり

- ます。よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (水落) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の17番手嶋委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (水落) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の17番手嶋委員を指名いたします。
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (水落) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の10番長野委員、36番重光委員を指名いたします。
審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
14ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明 15ページまで7件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手
- 議 長 14番坂田委員
14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次の審議番号3番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長

議長 議長を交代しました。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

議長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得です。4月4日に譲受人の面談を行い、農業従事の確認をしています。譲渡人は市外在住で管理が難しくなったため。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長

議長 議長を交代しました。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。
15番挙手

議長 15番永井委員。
15番 (永井委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、

議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
8番挙手

議 長 8番吉松委員。
8番 (吉松委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経理拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
18番挙手

議 長 18番林委員。
18番 (林委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
16番挙手

議 長 16番畑委員。
16番 (畑委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)
議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
15時00分まで休憩します。
14時21分休憩
15時00分再開

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
16ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手

議長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は既存の敷地が道路用地として買収され手狭となったため、貸露天駐車場及び苗床置場の整備をするものです。転用の理由は賃料収入を得るため、貸露天駐車場を整備するもの。営農の効率化のため苗床置場を整備するもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、駐車場15台、苗床置場707.50㎡、駐車場の借受予定者は「〇〇〇」です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
17ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。19ページまで9件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長 17番手嶋委員。

17番

(手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は有料露天駐車場及び露天資材置場の整備、理由は、従業員、来客用駐車場及びキッチンリース置場を整備するもの。参考事項といたしまして、駐車台数7台です。農地法の運用は、その他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長 17番手嶋委員。

17番

(手嶋委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は共有進入路の整備、理由は、農地及び露天駐車場等への進入路として共同で整備するもの。農地法の運用は、その他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は従業員用露天駐車場の整備、理由は、従業員用駐車場が不足しているため整備するもの。参考事項といたしまして、駐車台数20台。農地法の運用は、鉄道の駅「西鉄馬田駅」から500m以内の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲4区画の整備、理由は、住環境が良く、交通の便も良いため、宅地分譲を行うもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員

9番挙手

議 長
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、駐車場不足により周辺の交通等に支障が出るため、駐車場を整備するものです。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域、駐車場台数115台、一体開発する雑種地1,868㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。

(「ありません。」)

議 長

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸家住宅4棟の建設。理由は、周辺に商業施設等があり住環境が良いため、貸家住宅を建て収入を得るもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、居宅40㎡が3棟、49㎡が1棟。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手

議 長 9番中嶋委員。
9番 (窪山委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、居宅1棟89.43㎡。農地法の運用は、用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。7番樁委員。
7番挙手

議 長 7番樁委員。
7番 (樁委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場及び露天農機具置場の整備、理由は、中古車、農機具を整備し、展示販売を行うため整備するもの。参考事項といたしまして、車両置場87.50㎡、農機具置場62.50㎡、一体開発する里道29.98㎡。なお、譲受人は小泉首相の時代にSPをされてあったそうです。また、譲渡人は譲受人がスリランカの方のため、区にも相談され承諾を得てあります。農地法の運用はその他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次の審議番号9番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

議 長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、業務のため借りていた土地を返却したため、露天資材置場を整備するもの。参考事項といたしまして、既存敷地347.08㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

- 議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。
 議長を会長と交代します。
 議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。
 20ページをお開きください。
 次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の
 説明を求めます。
 事務局挙手
- 議 長 事務局。
 事務局 (川波) 審議番号1番は、推進機構からの買入れです。審議番号2番は、推進機構への売渡
 しです。以上、1番から2番までの各計画につきまして
 は、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満た
 しているものと考えております。以上で説明を終わります。
 ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号1番から2番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 全委員 なければ、審議番号1番から2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。
 21ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務
 局の説明を求めます。
 事務局挙手
- 議 長 事務局。
 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。3件ございます。
 ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
 17番挙手
- 議 長 17番手嶋委員。
 17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書
 記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。20年以上前から宅地課税さ
 れています。現状は、宅地となっていますので、非農地判断の申請がなされたものです。
 ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手
 議 長 18番林委員。
 18番 (林委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用区域外、第2種農地。20年以上前から宅地課税されています。現状は、宅地となっていますので、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
 10番挙手
 議 長 10番長野委員。
 10番 (長野委員) 20年以上前から宅地課税というのはどういうことでしょうか。農地に勝手に建物を建てたから宅地課税ということでしょうか。

18番挙手
 議 長 18番林委員
 18番 (林委員) この土地については、以前に農用地外の申請を行ったがそのままになっていたそうです、申請しないまま農用地は外れたけど20年以上前から宅地課税されているそうです。課税については、地目が宅地以外であっても建物が建っていれば市の税務課は宅地課税をするということです。

事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 (松尾) 20年を目安に時効という考えもございしますが、その20年の間に、周囲から苦情等もなく穏やかに20年経過したのであれば、今回承認しましょうということで、申請がされているということです。

18番挙手
 議 長 18番林委員。
 18番 (林委員) この土地は、隣接者より「20年以上宅地として使用している。」という証明が添付されています。

議 長 10番長野委員よろしいですか。
 10番挙手
 議 長 10番長野委員。
 10番 (長野委員) わかりました。

議 長 他に質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

全委員 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 (川波) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、申請地は平成29年7月の豪雨災害により農地として使用できない状態となり、申請地周辺の災害復旧事業で治山ダムを建設するにあたり申請地が保安林に指定されないと事業が行えないため、非農地判断の申請がなされたものです。この内4筆は農用地となっていますので、農業振興課に確認し非農地とする協議が

成立しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。担当委員より補足説明はありませんか。
担当委員 (「ありません。」)

議 長 推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

23ページをお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地の状況は写真とビデオでご覧いただいたとおりです。空き家の隣に農地が3筆ございます。この申請については、面積が1,406㎡と広いことから、農業経験のない空き家取得者が耕作するには難しいかと思われませんが、空き家のみ売却され農地が残った場合、所有者が市外在住のため管理が行き届かずさらに遊休地化が進むことが予測されます。なお、「空き家に付属した農地」として指定をうけた場合、空き家及び農地の取得者が農地法3条による取得申請として、面談等行いまして、農業をできるか、できないかの判断をすることになります。以上を踏まえまして、指定・不指定についてご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:27)